



2019年5月8日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 触 媒  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 五 嶋 祐 治 朗  
(コード番号 4114 東証第1部)  
問 合 せ 先 総 務 部 長 田 畑 敦 士  
(TEL 06-6223-9111)

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、2007年6月20日開催の第95期定時株主総会において、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図ることを目的として、特定株主グループによる当社の議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模買付行為（以下、単に「大規模買付行為」といいます）に関する対応策（買収防衛策）の導入を株主の皆様にご承認いただき、その後、2010年6月22日開催の第98期定時株主総会、2013年6月20日開催の第101期定時株主総会及び2016年6月21日開催の第104期定時株主総会において、これを一部改定したうえ、その継続について株主の皆様にご承認いただき、今日に至っております（以下、継続後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策を「本ルール」といいます）。

本ルールの有効期限は、2019年6月20日開催予定の第107期定時株主総会（以下、「本定時総会」といいます）終結の時までとしておりますことを受け、当社は、本ルール導入後の当社を取り巻く事業環境や買収防衛策をめぐる近時の動向等を踏まえて本ルール継続の是非について検討を重ねました結果、2019年5月8日開催の取締役会におきまして、本定時総会終結の時をもって本ルールを継続せず、廃止することを決議いたしました。

なお当社は、本ルールの有効期間満了後も引き続き、当社の企業価値を安定的かつ継続的に維持・向上させることにより株主共同の利益を図る観点から、当社株式の大規模買付行為を行い、または行おうとする者に対しては、株主の皆様が大規模買付行為の是非について適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

以上